

(様式①)「令和6年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業者及び運営事業者選定に係る公募型プロポーザル」に関する質問書に対する回答

※必要に応じて、セル高さの調整や下方への展開を行ってください。

通番	ドキュメント	質問内容	回答
	章・項番／表番号		
1	実施要領1ページ/(3)募集地域	「※いずれの募集地域も、令和6年5月1日時点で定員を大幅に超える利用者があり、定員の弾力運用等により対応している状況である。※いずれの募集地域も、小学校の在籍児童数の動向から、放課後児童クラブ利用希望者数は今後も増加の見込み。」と記載がありますが、具体的に各校区どの程度の利用者が想定されるでしょうか？	具体的な各校区の利用者想定は難しいですが、令和6年度は以下の通り増加を見込んでおります。(年間平均・時期により幅あり) ・伊丹小学校区)定員160人 在籍者数約240人 ・稲野小学校区)定員120人 在籍者数約230人 ・南 小学校区)定員160人 在籍者数約220人 ・有岡小学校区)定員120人 在籍者数約120人
2	実施要領 P1 2. 提案上限価格	提案上限価格とは補助基準額のことでしょうか。 見積額とは、【様式10】開設にかかる事業費の開設準備費用のことでしょうか。 また、開設にかかる総額と提案価格(開設準備費用)は同額でなければならないのでしょうか。	お見込のとおりです。 見積もり額についても、お見込のとおりです。 提案価格とは、補助対象額のことを表すため、自己負担額を見込んで総額が補助対象額より上振れても、問題はありません。
3	実施要領 P3 4. スケジュール(予定)	選考委員会(プレゼンテーション)の日時が決定しているのであれば教えてください。	令和6年8月6日を予定しています。
4	実施要領 P4 9.審査基準及び配点	評価方法の詳細が決まっているのであれば教えてください。	配点は「令和6年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業者及び運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」9審査基準及び配点のとおりですが、「令和6年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所 設置促進事業者及び運営事業者 募集要項 その1」IVその他に標記している部分も参考にしてください。
5	募集要項 その2 II (5)	検査済証又は建築基準法にかかる台帳(建築物)記載事項証明を添付することとありますが、応募書類の提出一覧に記載がありません。提出することでしょうか。	添付が必要な物件での事業実施を予定されている場合は、添付をお願いいたします。
6	募集要項 その2 II (6)	児童トイレとは一般的な住居用トイレで成人との共用トイレでよいでしょうか。	一般的な住居用トイレで成人との共用トイレで良いです。
7	募集要項 その2 II (15)	同一敷地内でほかの事業を複合的に行う場合、放課後児童健全育成事業を行う場所と明確に区分けすることとされています。 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第一2(3)には「事業を開所していない時間帯に他の事業等に利用することを妨げるものではない。」とあります。 これは同じ解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、同じ解釈です。
8	募集要項 その3 I (3)補助金の詳細	「伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業費補助金」の交付要綱は公表されていますか。 補助金上限額や補助率、補助金の算定方法等は決定しているでしょうか。	令和6年7月5日に公表いたします。 要綱上に補助金の算定方法等、決定しております補助金上限額が記載されておりますので、ご確認の程をお願いいたします。

(様式①)「令和6年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業者及び運営事業者選定に係る公募型プロポーザル」に関する質問書に対する回答

(様式1)

※必要に応じて、セル高さの調整や下方への展開を行ってください。

通番	ドキュメント	質問内容	回答
	章・項番／表番号		
9	募集要項 その3 I (3)補助金の詳細 ア補助基準額	表にある補助事業の区分で、開設準備補助事業(I)と(II)の違いは、実施するために必要となる既存施設が契約締結済みもしくは未契約の違いでしょうか。(I)と(II)の違いを教えてください。 また、契約済みかどうかの判断となる日はどの時点でしょうか。	開設準備補助事業(I)と(II)の違いは、物件契約にかかる礼金・賃借料を含むか否かです。契約済かどうかの判断となる日は、契約書に記載されている契約日となります。 なお、交付決定通知書を9月1日付にて発出予定ですので、交付決定前の契約は補助の対象となりませんが、仮契約であれば、補助対象となります。
10	募集要項 その3 I (3)補助金の詳細 ア補助基準額 開設準備補助事業(I)	賃借料は含まれますか。	含まれます。
11	募集要項 その3 I (3)補助金の詳細 ア補助基準額 開設準備補助事業(II)	賃借料(開所前月分)は除くとありますが、開所前月以前のものも含まれるのでしょうか。	開設準備補助事業(II)は既に取得済の物件を想定しているため「礼金・賃借料(開所前月分)は除く」との表記となります。 礼金・賃借料が必要な場合の補助区分は(I)となります。
12	募集要項 その3 I (3)補助金の詳細 ●伊丹市放課後児童健全 育成事業所運営補助金	運営補助事業について、児童数が10人以下の月がある場合は、補助対象とならない場合があるとのことですが、その場合、10人以下の月のみであるのか、それとも年間通じて補助と対象とならないのかどちらでしょうか。 また、児童数が10人以下で補助対象外となった場合、その後、児童数が10人以上となった場合は補助対象となるのでしょうか。	国の「子ども・子育て支援交付金」の要綱に基づき補助する制度であるため、年間通じて1ヶ月でも10人に満たない場合は補助対象となりません。
13	募集要項 その3 II (1)(ア)(5)補助対象経 費に係る見積書	第3条第1項第1号及び第2号とは何を指しているのでしょうか。 それ以外のものもすべて見積書は必要でしょうか。見積書作成は何円以上等、基準はありますか。 また、インターネット等で購入する際、表示されている価格の写しを見積書とすることはできるでしょうか。	第3条第1項第1号及び第2号とは伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付要綱(7月5日公表予定)に記載しているものです。 補助申請をするもの全ての見積書が必要となってきますが、インターネット等で購入する際は、表示されている価格の写しでも可とします。
14	募集要項 その3 II (1)(ア)(7)	交付申請時の納税証明書とは、本事業実施にあたり法人を設立する場合、納税証明書は発行されません。新設の法人では補助金の申請ができないのでしょうか。	新設の法人である場合は、納税証明書は必要ありません。
15	提出書類No. 12	施設長予定者の保育士資格証明証とありますが、施設長は保育士でなければならないのでしょうか。	提出書類NO12の表記は誤りです。 施設長の資格は問いません。
16	提出書類No. 24、No.25	開設資金計画書及び収支計画表作成にあたり、補助金額の算定方法を提示願います。	「令和6年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所 設置促進事業者及び運営事業者 募集要項 その3(補助金について)」に記載している上限額を参考にご記入ください。

(様式①)「令和6年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業者及び運営事業者選定に係る公募型プロポーザル」に関する質問書に対する回答

※必要に応じて、セル高さの調整や下方への展開を行ってください。

通番	ドキュメント	質問内容	回答
	章・項番／表番号		
17	公募型プロポーザル要領 P1(3)募集地域	(3)募集地域の最後に「※上記校区外の児童を受け入れる場合は、児童の在籍する小学校から開設する民設民営放課後児童クラブまでの間の送迎を行う」とありますが、保護者さまのお迎え対応は可能か、また、保護者さまのご依頼で「1人帰り(バス等を使用)」等の申し出があった場合は、対応可能かご教示ください。	基本は、「上記校区外の児童を受け入れる場合は、児童の在籍する小学校から開設する民設民営放課後児童クラブまでの間の送迎を行う」となりますが、個々の事案に合わせて対応することを妨げるものではありません。
18	募集要領その1 (3)募集内容等 ア 対象児童	「※障害のある児童の場合、入所について伊丹市と協議のうえ受け入れること」とありますが、障害はどの程度を指しますか。それを基に、例えば施設にはバリアフリースロープ等の設置も必須でしょうか。	市立の各児童クラブにおいては、特別支援学級に在籍しているか否かを判断基準としています。そのため、障害の程度に関する規定はありません。また、バリアフリースロープ等の設置に関しては「兵庫県福祉のまちづくり条例」を参考にさせていただきますよう、お願いいたします。
19	募集要領その1 (3)募集内容等 カ 自主事業	付加的サービスについてですが、有料での郊外活動等も可能でしょうか。また、可能であれば行動範囲は、伊丹市内まで等の規定はございますか。	有料での校外活動等も可能です。行動範囲の規定もありません。
20	募集要領その1 IV. その他 様式13	様式13を使用して企画提案書を作成しますが、ページ数の指定や上限はございますか。	ページ数の指定や上限はありません。
21	参加申込書類 No.1 参加申込書【様式1】 No.2 誓約書【様式2】	(申込者)代表者名の横に押印は必要でしょうか。	押印は必要ありません。
22	募集要項その2(設置及び運営に関する条件等) II.民設民営放課後児童クラブ施設の設置に関する こと (1)	開設する施設の校区以外の児童について、校区外とはどこまでの範囲になりますでしょうか。	児童クラブを設置する小学校区以外は全て校区外となります。(例えば、伊丹小学校区内に児童クラブを設置した場合、伊丹小学校区以外は校区外となります。)
23	募集要項その2(設置及び運営に関する条件等) II.民設民営放課後児童クラブ施設の設置に関する こと (6)	児童用トイレに関して、育成室内にあることが必須でしょうか。同建物・同フロア内で確保できれば問題ないでしょうか。	トイレの設置に関しては、特に規定はありません。

(様式①)「令和6年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業者及び運営事業者選定に係る公募型プロポーザル」に関する質問書に対する回答 (様式1)

※必要に応じて、セル高さの調整や下方への展開を行ってください。

通番	ドキュメント	質問内容	回答
	章・項番／表番号		
24	募集要項その2(設置及び運営に関する条件等) II.民設民営放課後児童クラブ施設の運営に関する こと (6)ア	入所者の募集は、事業者が行うこととなっておりますが、小学校側に協力していただく等の対応は可能でしょうか。	次世代育成課(担当課)にて、チラシの付置や令和7年度入所案内の施設一覧のページに施設名等の掲載を予定しています。